

基金情報

No. 111

平成23年4月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成22年度・主要事業概況

事項	3月末数	対前月増減数	事項	3月末数(累計)	
事業所数(件)	232	0	年金掛金	調定額(円) 1,738,641,670	
加入員数(人)	男子	4,718	-45	収納額(円)	1,723,794,562
	女子	2,124	-16	収納率	99.15%
	計	6,842	-61	事務費掛金調定額(円)	70,236,408
平均標準給与月額(円)	男子	335,969	474	資産運用	信託資産額(時価) 253億6,117万円
	女子	226,998	34		修正総合利回り -1.28%
	計	302,140	291		ベンチマーク差 1.18%
受給者数(人)	6,241	-20	慶弔金の支給件数・金額	93件142万円	
平均年金額(円)	511,505	1,901	年金相談件数	873件	

本年も算定基礎届をご提出いただく時期が近づいてまいりました。算定基礎届の提出にあたり、月額変更届に該当される方がいないかご確認ください。

適用関係

「月額変更届」～随時改定～

被保険者(加入員)の方の標準報酬月額は、通常9月の定時決定までの間変更しません。しかし昇給降給などで固定的賃金が大幅に変わったときは、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、このための届が「月額変更届」です。

■ 随時改定～3つの要件～ ■

随時改定を行えるのは以下の3つの要件全てに該当したときです。

- 昇給降給などにより固定的賃金に変動があった
- 変動月から3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた(ここでの報酬とは残業手当などの非固定的賃金を含む)
- 3ヶ月とも支払い基礎日数が17日以上である

ただし以下のようなケースは随時改定の対象外となります。

- ◆ 固定的賃金は上がったが、残業手当などの非固定的賃金の減少により逆に2等級以上下がった場合
- ◆ 固定的賃金は下がったが、非固定的賃金の増加で逆に2等級以上上がった場合

■ 固定的賃金 ■

固定的賃金とは支給額や支給率がきまっているものです。その例は以下のようなものになります。

固定的賃金の例	非固定的賃金の例
月給、週給、日給、 家族手当、役付手当、 通勤手当、勤務地手当、 基礎単価、歩合率 など	残業手当、能率手当、 皆勤手当、精勤手当、 宿・日直手当 など

これら固定的賃金の変動には以下のようなケースが考えられます。

- 昇給、降給
- 給与体系の変更(日給→月給への変更など)
- 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- 家族手当、住宅手当、役付手当などの固定的な手当が新たについたり支給額が変わったとき
- 請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更

■ 標準報酬月額の上下限 ■

標準報酬月額には上限下限があるため、報酬が大幅に変わっても2等級以上の差が生じないことがあります。そのため以下の場合には1等級差でも随時改定の対象となります。

	従来の等級	報酬の平均月額	改定後の等級
昇給	厚年：590千円 健保：1150千円	635,000円以上 1,245,000円以上	厚年：620千円 健保：1210千円
	厚年：98千円 (93,000円未満) 健保：58千円 (53,000円未満)	101,000円以上 63,000円以上	厚年：104千円 (以上) 健保：68千円 (以上)
降給	厚年：620千円 (635,000円以上) 健保：1210千円 (1,245,000円以上)	605,000円未満 1,175,000円未満	厚年：590千円 (以下) 健保：1150千円 (以下)
	厚年：104千円 健保：68千円	93,000円未満 53,000円未満	厚年：98千円 健保：58千円

■ 月額変更届の提出 ■

随時改定の該当者がいるときは、事業主はすみやかに「月額変更届」を年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ届け出る必要があります。(届出用紙が必要な場合は、当基金へご連絡ください。)

例として4月に固定的賃金が上がった場合をみましょう。

(例)基本給22万円(従来の標準報酬月額・220千円)の方が4月から通勤手当が2万円増になった場合

	支払基礎日数	基本給	通勤手当	残業手当	合計
3月	31日	220,000	5,000	1,000	226,000
4月	30日	220,000	25,000	8,000	253,000
5月	31日	220,000	25,000	6,000	251,000
6月	30日	220,000	25,000	4,000	249,000

4・5・6月の報酬の平均額は
(253,000+251,000+249,000)÷3=251,000円…①

①の金額を標準報酬月額に当てはめると260千円となり、従来の220千円から2等級差が生じます。支払い基礎日数も3ヶ月とも17日以上のため、随時改定の対象となり月額変更届の提出が必要となります。随時改定は固定的賃金に変動のあった月から起算して4ヶ月目に行われるので、この場合の改定月は7月になります。

◆標準報酬月額と等級の見方については、当基金にご連絡いただければ掛金額表をお送りいたします。掛金額表は当基金のホームページからも印刷できますので、ご利用ください。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

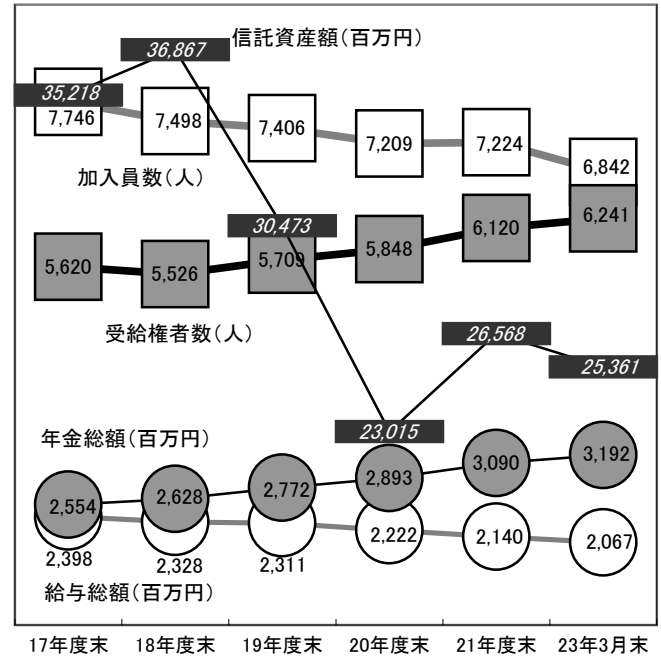
*** 4月分の掛金納入期限は、平成23年5月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

5月の予定

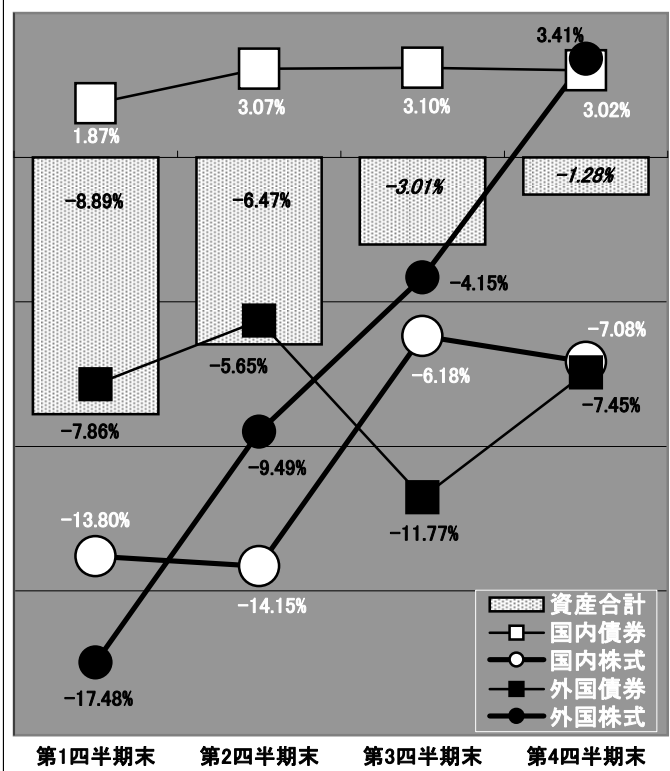
- 13日 告知書(4月分)発送
- 20日 自社打ち事業所宛:算定基礎・月額変更届発送

※5月分の適用関係書類の〆切は6月7日です。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます
当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・3月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日